

第 1 章 計画の策定に向けて

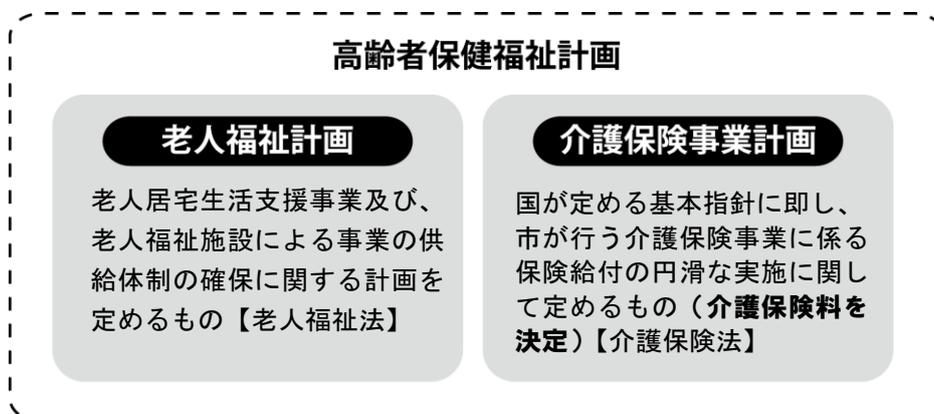
第1章 計画の策定に向けて

1 計画策定の背景

- ・現在、我が国では4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、さらに2025年（平成37年）以降には団塊の世代（約800万人）が全て75歳を迎えることになり、医療や介護の需要が現在よりさらに増加することが見込まれています。そのため、国では2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。さらに、平成29年5月の介護保険法一部改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の自立支援と重度化防止、住み慣れた地域で暮らし続けるための在宅医療と介護の連携、身近な困り事に対して分野を問わず丸ごと支援できる体制づくりとして地域共生社会の実現に取り組むことが示されました。
- ・多治見市では、国の方針を踏まえ、前計画である「多治見市高齢者保健福祉計画2015」（第6期計画）において、全ての日常生活圏域に対応して地域包括支援センターを立ち上げるなど、「地域包括ケアシステム」の構築を一層推進するとともに、認知症高齢者に適切に対応するための認知症施策を展開してきました。
- ・これらの背景を踏まえ、2025年（平成37年）に向けて第6期計画の取組みや事業のさらなる深化・推進を目指し、「多治見市高齢者保健福祉計画2018」を策定します。

2 計画の法的な位置づけ

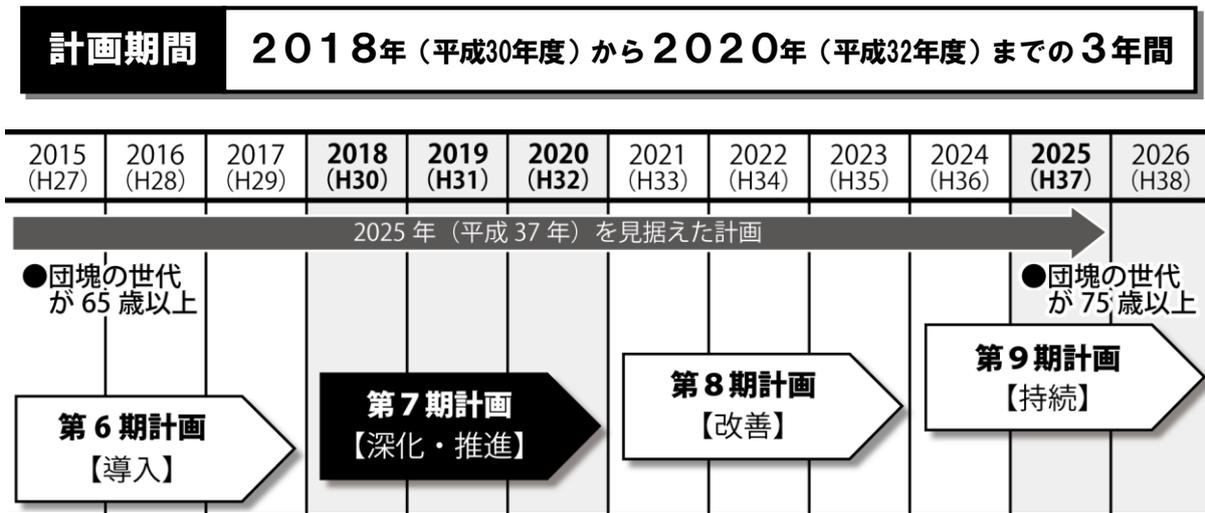
- ・本計画は、国の基本指針に基づき、2025年（平成37年）までの中長期的な方向性を示した上で、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」を含む高齢者の保健・福祉・介護に関する総合的な計画として策定するものです。
- ・このため、全ての高齢者を対象とし、要支援・要介護とならない高齢者の福祉サービスはもとより、地域における高齢者の福祉全般にわたる施策も含まれます。



高齢者保健福祉計画の成り立ち

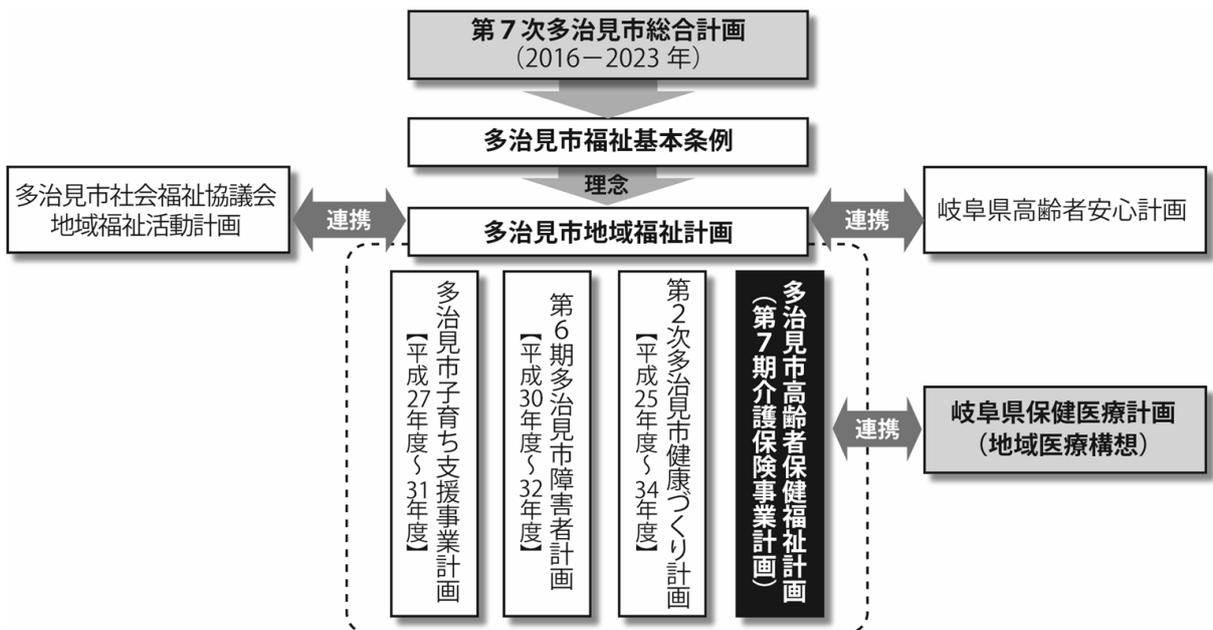
3 計画期間

- ・本計画は、団塊の世代が全て75歳に到達する2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立ち、第7期介護保険事業計画と一体的なものとして、2018年（平成30年度）から2020年（平成32年度）までの3年間を計画期間とします。
- ・第7期となる本計画は、2025年（第9期計画期間中）に向け、中長期的な視点から事業を展開する時期として位置づけます。



4 他の計画との関係

- ・本計画は、「第7次多治見市総合計画」を上位計画とし、「多治見市福祉基本条例」や「多治見市地域福祉計画」の理念、考え方に基づき、福祉分野の計画及び他分野の行政計画と連携・整合を図り策定しています。また、岐阜県が定める第7次保健医療計画（地域医療構想）と連携を図りつつ策定するものです。



本計画と他の計画との関係